

（参考） 港湾貨物運送事業労働災害防止協会の概要

- 1 目 的 港湾貨物運送事業及び港湾運送関連事業を営む事業者を会員とし、労働災害の自主的防止活動を目的として、労働災害防止団体に関する法律（労働災害防止団体法（昭和 39 年 6 月 2 日法律第 118 号））に基づき設立された。
 - 2 所 在 地 東京都港区芝 5 丁目 35 番地 1 号（産業安全会館内）
 - 3 会 長 藤木 幸夫（藤木企業(株)代表取締役会長）
 - 4 組 織 本部、総支部（13 力所）、支部（79 力所）
 - 5 事業規模 7.1 億円（うち国庫補助金 1.5 億円）（平成 26 年度）
- 6 主 な 事 業
- （1）労働災害防止活動：
労働災害防止の促進を図るための全国大会、主要港督励巡視、日常のパトロール等
 - （2）教育活動：
労働災害防止を促進するための各種技能講習、安全衛生教育、各種教材の作成
 - （3）調査研究活動：
港湾における労働災害についての調査・分析、災害統計作成、各種調査研究
 - （4）広報活動：
各種安全衛生運動・活動の提唱、会員への情報提供及び優良安全・衛生用品等の PR、機関誌の発行
 - （5）その他：
安全衛生用品の普及等